

知的財産センター (イラン・イスラム共和国) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 I R. I

略語のリスト

国内官庁： 知的財産センター（イラン・イスラム共和国）

I P A： 2024年産業財産保護法

P R： 2009年特許意匠商標登録法施行規則

指定（又は選択）官庁 IR	知的財産センター （イラン・イスラム共和国） 国内段階に入るための要件の概要	概要 IR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ^{1, 2}	ペルシア語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づく国際出願の写しを国際事務局から受領していない場合のみ送付すべきである。これは出願人がPCT第23条(2)に基づく国内段階手続の早期開始を明確に請求した場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料 ³	通貨：イラン・リアル（IRR） 出願手数料…………… IRR 2,500,000 (500,000) ⁴	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	国内手数料の減額は上述及び附属書IR.Iを参照	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出しなければならない。

2 電子形式で提出しなければならない。

3 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

4 自然人が出願した場合。

I R	知的財産センター (イラン・イスラム共和国) (続き)	I R
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていなかった場合には、発明者の氏名及びあて名 ^{5, 6} 特許出願及び付与に関する出願人の資格についての申立て ^{5, 6} 国際出願日の後に出願人の名義変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、出願人の名義変更の証明書 ⁵ 出願人がイラン・イスラム共和国に居住していない場合には、代理人の選任 ⁵ 代理人の選任書面(選任書又は委任状)	
誰が代理人として行為できるか?	国内官庁に手続することが認められている代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか(PCT規則49の3.1)?	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか(PCT規則49の3.2)?	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

5 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の受領日から60日以内に要件を満たすよう出願人に求める。

6 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手続

IPA Art.	3	IR. 01 手続言語 手続言語はペルシア語である。
		IR. 02 翻訳文（補充） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。
IPA Art.	15(4)	IR. 03 手数料（支払方法） 出願人は自己の出願の国内手数料の支払を証明する受領証を添付しなければならない。概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書IR. I に概説されている。
IPA Art.	24	IR. 04 発明の単一性欠如 発明の単一性が欠如している場合、出願人は国際出願の請求の範囲に記載されている追加発明に関して分割出願を行い、各分割出願について出願手数料を支払う。
IPA Art.	65	IR. 05 年 金 年金は国内出願日から2年後及びその後の各年の応当日が支払期日となる。所定期間内に年金が支払われない場合、特許は効力を失う。年金の額は附属書IR. I に示されている。
		IR. 06 代理人の選任 出願人がイラン・イスラム共和国の非居住者の場合には、出願人が署名した認証済の委任状を提出して代理人を選任する。
IPA Art.	26	IR. 07 審 査 特許は審査後に限り付与される。審査は国内段階移行から1年以内に行う。この1年の期間は更に6か月まで延長することができる。
IPA Art.	20	IR. 08 出願の補正 出願人は、特許付与前であればいつでも、出願時の開示範囲を超えないことを条件として出願を補正することができる。補正手数料の額は附属書IR. I に示されている。
IPA Art.	32	IR. 09 付与手数料 国内官庁は関係する手数料の受領後、発明を登録し、発明登録証を発行する。
PCT Art.	24(2) 48(2)	IR. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容 国内段階6.022から6.027項を参照。
PCT Rule	82bis	IR. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査 関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
PCT Rule.	49.6	IR. 12 権利の回復 出願人が状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず、適用される期間内に第22条に規定する行為を遂行できなかった場合には、権利回復を請求することができる。権利回復は、期間不遵守の理由が解消した後2か月以内、又は適用される期間の終了日から12か月以内のいずれか先に終了する期間内に、書面で請求しなければならない。同期間内に不履行の行為を遂行し、権利回復手数料を支払わなければならない。

PCT Rule. 49ter.2

IR. 13 優先権の回復

先の出願の優先権主張期間の終了から 2 か月以内に国際出願が行われた場合には、国内法に従い、優先権の回復を国内官庁に請求することができる（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求は、状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず12か月の優先期間内に出願できなかったことに国内官庁が納得した場合に認められる。請求期間は国内段階移行日から 1 か月以内である。

P C T 規則49の3.2(b) (i)に規定する期間内に、申立て又は優先権回復請求を支持するその他の証拠を提出する。

手 数 料

(通貨：イラン・リアル (IRR))

出願手数料		2,500,000	(500,000) ¹
補正手数料		2,500,000	(500,000) ¹
付与手数料		5,000,000	(1,000,000) ¹
年 金：			
－第1年度から第20年度、各年		5,000,000	(1,000,000) ¹
年金遅延支払の割増料		支払額の200%	

手数料の支払方法

手数料はイラン・リアル建で支払う。すべての支払には、出願番号、出願人の氏名若しくは名称、及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

銀行振込による支払は次の銀行に行う。

Central Bank of Iran (Islamic Republic of)

銀行口座番号：IR150100004001013201029166

預金ID：337013282140111006806000000000

1 自然人が出願した場合に適用される。